請求者及び加給年金額の対象者	請求者
第百十四条の十三第三項	
第一項第一号及び第八号	第一項第一号
障害共済年金	旧職域加算障害給付
第百十四条の十四第一項各号列記以外の部分	
法第七十四条第一項第二号	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第二号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
障害共済年金	旧職域加算障害給付
第百十四条の十四第一項第二号	
障害共済年金の	旧職域加算障害給付の
第百十四条の十四第一項第三号	
障害共済年金に係る併給調整年金	旧職域加算障害給付に係る併給調整年金
第百十四条の十四第二項各号列記以外の部分	
法第七十四条第三項	改正前国共済法第七十四条第三項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定により準用することとされた改正後国共済法（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法をいう。以下「改正後国共済法」という。）第七十五条の四第二項
障害共済年金	旧職域加算障害給付
第百十四条の十四第二項第三号	
障害共済年金	旧職域加算障害給付
第百十四条の十四第二項第四号及び第五号	
障害共済年金について法第七十四条第一項	障害共済年金について平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
障害共済年金に係る併給調整年金	旧職域加算障害給付に係る併給調整年金
第百十四条の十四第五項各号列記以外の部分	
障害共済年金の	旧職域加算障害給付の
障害共済年金に係る併給調整年金	旧職域加算障害給付に係る併給調整年金
第百十四条の十五第一項第二号	
障害共済年金	旧職域加算障害給付
第百十四条の十五第一項第三号	
障害共済年金に係る併給調整年金	旧職域加算障害給付に係る併給調整年金

受給権者及び加給年金額の対象者である配偶者	受給権者
第百十四条の十五第三項	
第一項第一号及び第四号	第一項第一号
法	改正前国共済法
第百十四条の十六第一項各号列記以外の部分	
障害共済年金	旧職域加算障害給付
法	改正前国共済法
第百十四条の十六第一項第一号	
障害共済年金	旧職域加算障害給付
法	改正前国共済法
第百十四条の十六第一項第二号の二第一項各号列記以外の部分	
障害共済年金	旧職域加算障害給付
法	改正前国共済法
第百十四条の十六の二第一項第一号	
障害共済年金	旧職域加算障害給付
第百十四条の十六の二第一項第三号	
受給権者及び加給年金額の対象者	受給権者
第百十四条の十六の二第三項	
障害共済年金	旧職域加算障害給付
第百十四条の十七第一項各号列記以外の部分	
法第八十四条第一項	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項
法第八十六条	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十六条
第百十四条の十七第一項第三号及び第四号	旧職域加算障害給付
法第八十六条	平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十六条
第百十四条の十七第一項第五号	旧職域加算障害給付
第百十四条の十七第二項第一号及び第三項	
障害共済年金	旧職域加算障害給付
第百十四条の十八	
障害等級	障害等級（平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）